

審査請求に対する裁決について

審査請求人が 2024 年（令和 6 年）5 月 23 日付けで提起した行政文書公開一部承諾決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

2025 年（令和 7 年）5 月 22 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

1 裁決書

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、2024 年（令和 6 年）5 月 23 日付けでされた審査請求について、藤沢市情報公開審査会から答申を受けたことから、行政不服審査法第 44 条の規定に基づき、裁決する必要による。

参 考

行政不服審査法 抜粋

（裁決の時期）

第 44 条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。